

産業廃棄物処理業許可証の見方

(収集運搬業の例)

許可番号 第01200000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市中央区市通町1番1号

氏名 (株)千葉運輸〇〇起業
代表取締役 千葉 〇〇

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたものであることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治 **印**

許可の年月日 平成28年 4月 17日

許可の有効年月日 平成35年 4月 10日

1. 事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬(積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類
ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ マルカリ、カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く)、キ 紙くず、ク 繊維くず、コ 金属くず(自動車等破砕物を除く)、サ ガラス、コンクリート及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く)、シ 焼却灰類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ス ばいじん
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件
なし

3. 許可の更新又は変更の状況
平成11年 4月10日 新規許可
平成21年 4月10日 更新許可
平成24年 5月15日 優良確認
平成28年 4月17日 更新許可

4. 積替え許可の有無 ●・無
(積替え許可を有している場合においては、市名(許可番号を記載すること。))

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 ●・無

優良事業者認定マーク

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアしたものとして、都道府県等が優良な事業者であることを認定したものです

許可の年月日

県が申請に基づき、許可(新規、更新)を行った年月日が記載されます

許可の期限

許可の期限は、従前の許可満了日の5年後(優良にあっては7年後)となります

事業の区分

収集運搬業では積替・保管の有無、処分業では破砕など許可された業の範囲を示しています

産業廃棄物の種類

事業の区分ごとに取り扱える産業廃棄物の種類を記載しています

許可証のチェックポイント

- 許可証の名称(産業廃棄物か特別管理産業廃棄物か、収集運搬業か処分業か)が委託内容に合っているか。
- 事業者の氏名は契約書と同じか。
- 知事(市長)名は管轄する都道府県市か。知事(市長)の印があるか。
- 許可の有効年月日までに委託期間が入るか。
- 事業の範囲は委託内容に合っているか。(事業の区分は、委託処理の目的に合っているか、産業廃棄物の種類に委託処理する品目が含まれているか)

更新履歴の確認のポイント

- 新規許可を平成11年4月に取得
- 優良を平成24年5月に取得
- 最新の更新許可を平成28年4月に取得(優良取得後の更新のため、期限は7年間延長 → 許可の有効年月日とも一致)

～更新許可の日付について～

更新期限までに更新申請がされた場合、許可、不許可が判断されるまで、従前の許可は有効です(廃棄物処理法第14条第3項、同条第8項等)。

そのため、許可の年月日が前回の許可の有効年月日を超えていても、問題なく更新は行われています。

産業廃棄物を排出する事業者の方に

産業廃棄物を排出される方には、その廃棄物を法律に従って適正に処理する責任があります。

これから循環型社会を創り出していくには、廃棄物の発生を少しでも減らし、再使用やリサイクルを行うように努力し、処分する以外に方法がない場合にも、その廃棄物を環境に悪影響を与えないように処理を行うことが必要です。



平成27年3月

問合せ先 千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班
TEL 043-223-2757

千葉県環境生活部廃棄物指導課

産業廃棄物の排出事業者の責任とは

1 処理の責任

[法第3条]

排出事業者には、自らの責任において廃棄物を適正に処理する義務があります。

- 「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法第3条に定められています（排出事業者責任）。
- 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、収集運搬の許可を得た業者に運搬を、処分業の許可を得た業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。
- 廃棄物の処分を委託をする場合は、**危険物のボンベ類や発火性のあるライター、電池などは分別して、それぞれ適正に処理が行えるよう引き渡し**を行ってください。
- 自ら処理する場合も法の基準に従って、保管や処分を行う必要があります。

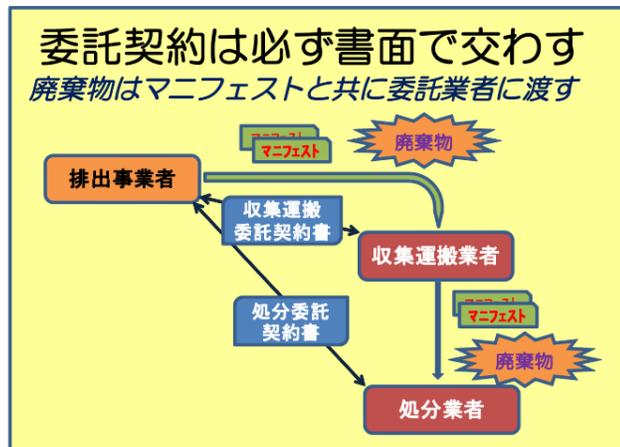
※千葉県ホームページ 排出事業者関連情報
<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/index.html>

2 委託契約

[法第12条]

運搬又は処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を委託する場合は「委託基準（令第6条の2）」を守ることが必要です。
委託する場合には、その廃棄物について許可を受けている運搬業者及び処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取り交わすことが法律で定められています。



3 マニフェスト

[法第12条の3]

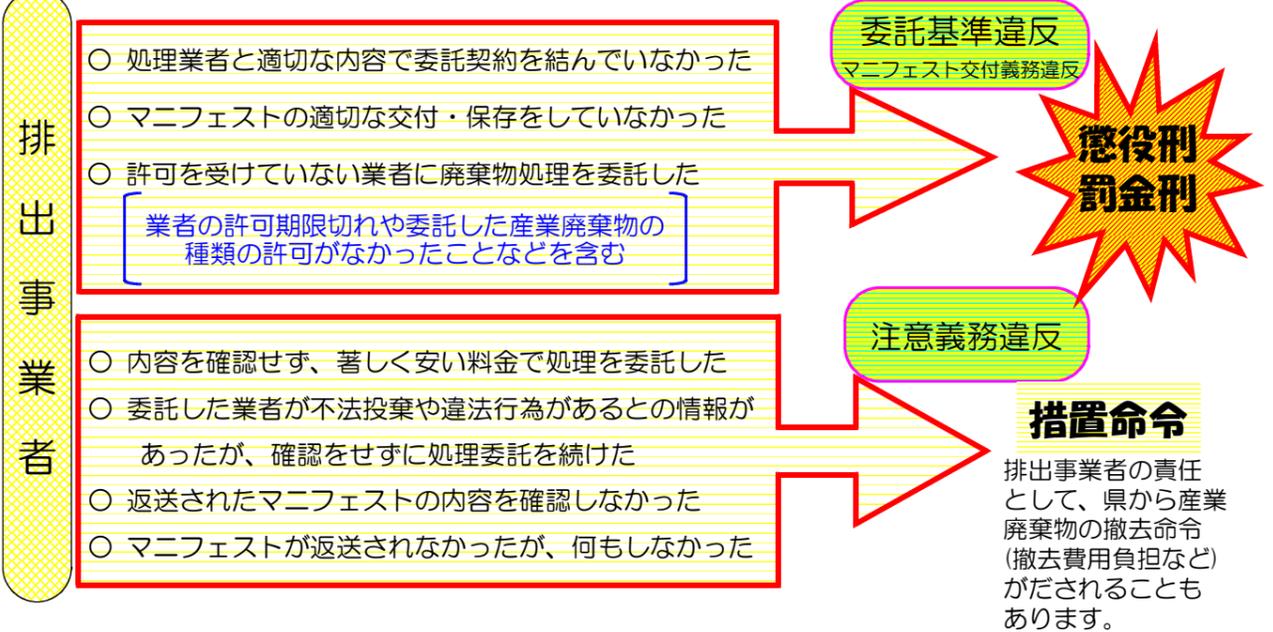
運搬又は処分を他人に委託し引き渡す際には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により管理しなければなりません。

- 排出事業者は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を自らの手で交付しなければなりません。
- 委託した処理業者から返送されるマニフェストにより処理状況を管理すると共に、交付したマニフェストの写しと併せて5年間保存しなければなりません。

4 罰則等

[法第19条の5、第19条の6、第25条、第29条]

排出事業者の産業廃棄物を適正に処理する義務は、処理を委託すれば、すべて違反を免れるというものではありません。



5 違反を防ぐために・・・

適正処理のための、基本的な考え方と具体例をまとめました。

- 適正な料金かどうかを把握する努力をし、安さだけを判断基準にしない。

具体例

複数の処理業者から見積もりを取り、極端に安い業者には発注しない

- 不適正な処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないか把握する努力をする。

具体例

- ・ 中間処理業者（破碎や焼却など）と最終処分業者の間の委託契約を確認する
- ・ 最終処分（埋立）の場合は、最終処分場の残容量を確認する
- ・ 委託しようとする処理業者のこれまでの処理実績や、処理施設の現況を実地に視察し確認する
- ・ 改善命令などの行政処分の状況や優良事業者認定などを確認する

- 不適正な処理が行われることを予見したら事前に対処する。

不適正な処理をしたことが判ったら、放置せずに直ちに対処する。

具体例

委託先の処理業者が、改善命令などの行政処分や行政指導を受けたなどの情報を把握したら、県のホームページや処理業者などから事実を確認するとともに現状の把握などを行い、不適正である場合は、速やかに委託契約を解除し、他の事業者に処理を委託する

※千葉県ホームページ 廃棄物処理法関係の行政処分
<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/gyouseishobun/shobun.html>